

北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射に 強く抗議し断固たる対処等を求める意見書

北朝鮮は、我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、平成 28 年 1 月 6 日に核実験を強行し、また、去る 2 月 7 日午前 9 時 31 分に人工衛星と称する弾道ミサイル発射実験を行った。

周辺諸国の中止要請を無視して強行されたこのような行為は、一連の国連安保理決議や六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明らかに違反するものであり、我が国や国際社会に重大な不安や恐怖を与える行為であって、断じて容認できない。

北朝鮮は、これまでも核実験、ミサイル発射などを繰り返しており、今回の暴挙は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるとともに、核兵器による惨禍を唯一経験し、核廃絶を強く願う国民、沖縄県民の思いを踏みにじるものである。

また、弾道ミサイルは沖縄県上空域を通過し、平穏な生活を営む市民・県民を不安と恐怖に陥れた。一步間違えば、県土や航空機、船舶を直撃し、大惨事を起こしかねず、平和を希求する市民・県民として、断じて許せるものではない。

よって、当市議会は政府に対し、市民・県民・国民の生命・財産を守る立場から、国際社会との連携を強化し、北朝鮮による核、ミサイル、拉致問題の早急な解決に向けて、これまで以上に強力な外交を展開するよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年（2016 年）2 月 18 日

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方
対策担当大臣